

議案第 4 号

おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例について

おいらせ町立児童館条例（平成18年おいらせ町条例第104号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

当該施設において指定管理者による施設の管理運営を行うに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制を導入するため、提案するものである。

おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例

おいらせ町立児童館条例（平成18年おいらせ町条例第104号）の一部を次のように改正する。

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

（利用料金）

第11条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表のとおりとする。

3 利用料金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（準用）

第12条 第4条の規定により指定管理者に管理及び運営を行わせる場合にあつては、第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金の還付）

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、災害その他不可抗力により施設利用できなくなったとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、公益上必要があると認められるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 1 1 条関係）

区分	開設時間		利用料金
通常利用	平日	放課後～18:00	無料
	土曜、長期 学校休業日	8:00～18:00	
延長利用	平日、土曜、長期学校休業日 の 18:00～18:30		200 円